武豊町次世代自動車購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地球温暖化対策の一環として、次世代自動車の普及を促進することにより、地球温暖化の主な要因である温室効果ガスの削減を積極的に支援し､環境問題についての意識の高揚を図るため、次世代自動車を購入する者に対し、予算の範囲内において交付する武豊町次世代自動車購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、武豊町補助金等交付規則(昭和49年規則第12号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　次世代自動車　別表第１に掲げる車両をいう。

（２）　新車登録　道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第８条の規定による新規の登録がされ、又は法第60条の規定により保安基準に適合すると認められることをいう。

（３）　車両本体価格　付属品、特別仕様、保険及び登録等の車両本体以外に係る費用並びに消費税及び地方消費税に相当する額を除いた車両の本体価格（値引価格及び下取価格がある場合は、当該価格を除いた価格）をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次世代自動車の新車を業務でない活動のために自ら使用する目的（当該目的がリース又はレンタルに該当する場合を除く。)で購入し、補助金の交付を受けようとする年度の４月１日以後に新車登録をした者であって、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

（１）　新車登録時において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき武豊町の住民基本台帳に記録されており、申請日においても引き続き町内に住所を有していること。

（２）　法第58条第２項の規定に基づき次世代自動車の自動車検査証記録事項に使用者として記載されている者であること。

（３）　使用者の住所に使用の本拠を置いていること。

（４）　町税を滞納していないこと。

（５）　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は当該暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者であること。

（使用条件）

第４条　この補助金の交付に関し、次世代自動車の使用に対する補助条件として次の事項を定める。

（１）　次世代自動車の自動車検査証記録事項の自家用・事業用の別の欄が「自家用」であること。

（２）　武豊町内を使用の本拠として、次世代自動車を自ら使用すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

ア　天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で次世代自動車を処分するとき。

イ　病気等の事由により自動車の運転が困難になったとき。

ウ　その他町長が認めたとき。

（補助対象経費及び補助金の額）

第５条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、購入する次世代自動車の車両本体価格とし、補助金の額は、別表第２に掲げるとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、国、県その他の団体（以下「他機関」という。）からの補助金と前項の規定により算出した額の合計額が補助対象経費を超える場合は、補助対象経費と他機関からの補助金の差額を上限として交付する。

３　前２項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（他の補助金との関係）

第６条　この補助金は、他機関が交付する次世代自動車に係る補助金等の受給を妨げない。

（交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、補助金の交付を受けようとする年度の３月31日までに武豊町次世代自動車購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、３月31日が町役場の閉庁日にあたる場合は、その直前の開庁日とする。

（１）　次世代自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面

（２）　販売店が発行した次世代自動車の車両本体価格が確認できる書類の写し

（３）　次世代自動車の購入費用に係る支払証憑の写し（ただし、当該購入費用の内訳が不明な場合は、内訳を明らかにする書類を添付すること。）又は全額支払いの手続が完了していることを確認できる書類の写し

（４）　申請日前１か月以内に発行された住民票の写し（ただし、住民基本台帳の閲覧についての承諾がある場合を除く。）

（５）　申請日前１か月以内に発行された町税を滞納していないことを証明する書類（町税の納付状況に関する公簿等の閲覧についての承諾がある場合を除く。）

（６）　誓約書（様式第２号）

（７）　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

２　町長は、前項の交付申請書を先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額が予算の範囲内を超えるときは受付を停止することができる。

３　同一申請者による申請は、同一の年度内において１回限りとする。

（交付の決定等）

第８条　町長は、前条の規定により交付の申請があったときは、その内容の審査及び必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、武豊町次世代自動車購入費補助金交付決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

２　町長は、審査及び調査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、武豊町次世代自動車購入費補助金不交付決定通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第９条　前条第１項の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、武豊町次世代自動車購入費補助金交付請求書（様式第５号）を町長に提出し、町長はこの請求に基づき補助金を交付するものとする。

（交付申請の取下げ）

第10条　交付決定者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに武豊町次世代自動車購入費補助金交付申請取下届出書（様式第６号）により町長に届け出なければならない。

（交付決定の取消し）

第11条　町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、武豊町次世代自動車購入費補助金取消通知書（様式第７号）により、交付決定者に通知するものとする。

（１）　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）　前条の規定による交付申請の取下げの届出があったとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めたとき。

（補助金の返還）

第12条　町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、当該補助金額の返還を請求するものとする。

２　前項の規定により、返還請求を受けた者は、当該請求の日から起算して30日以内に返還するものとする。

（取得財産の処分）

第13条　申請者は、補助金の交付決定に係る次世代自動車（以下「取得財産」という。）に係る新車登録の日から起算して１年以内に当該取得財産を交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け又は担保に供する等の処分をしようとするとき、若しくは武豊町外に転出するときは、あらかじめ財産処分等届出書（第８号様式）を提出するものとする。

２ 町長は、前項の届出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、処分の承認をし、その承認に条件を付したときには、財産処分等承認通知書（第９号様式）により、その承認事項及び条件を申請者に通知するものとする。

３　町長は、第１項の規定により取得財産が新車登録の日から起算して１年以内に処分等された場合、交付した補助金額の全部を町に返還させることができる。

（調査）

第14条　町長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において交付決定者に対して調査等を行うことができる。

２　交付決定者は、前項の規定により協力を求められた場合は、これに協力するものとする。

（委任）

第15条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（要綱の失効）

２　この要綱は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付決定に係る第９条から第14条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年１月４日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日前に新車登録された次世代自動車に係る第６条第１項第１号及び様式第１号の規定については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

区分	定義
燃料電池自動車	水素と酸素を化学反応させる燃料電池によって発電した電気によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない四輪以上の自動車。 自動車検査証記録事項に燃料電池自動車である旨が記載されているものをいう。
電気自動車	電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない四輪以上の自動車。（総排気量0.050リットル以下又は定格出力0.60キロワット以下の原動機を有する普通自動車、原動機付自転車は除く）
プラグインハイブリッド自動車	エネルギー回生機能を有する電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用する四輪以上の自動車（総排気量0.050リットル以下又は定格出力0.60キロワット以下の原動機を有する普通自動車、原動機付自転車は除く）であって、外部からの充電が可能なもの。 自動車検査証記録事項にプラグインハイブリッド自動車である旨が記載されているものをいう。

別表第２（第４条関係）

区分	補助金の額
燃料電池自動車	１台につき30万円
電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車	１台につき10万円